

# 学校法人聖カタリナ学園 設置する高等学校に係る部活動の方針

2019年2月27日理事会制定

学校法人聖カタリナ学園（以下「学園」という。）は、平成30年3月にスポーツ庁が策定・公表した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、また、学園が設置する高等学校（聖カタリナ学園高等学校、京都聖カタリナ高等学校、光ヶ丘女子高等学校の3高校。以下「本学園高校」という。）を所轄する地方公共団体により制定された部活動に係る方針・指導指針等を参考に、部活動の教育的意義が十分発揮され、生徒の健全な成長や教職員の業務負担の軽減に資するよう、「設置する高等学校に係る部活動の方針」（以下「本方針」という。）を以下の通り定める。

なお、本方針における部活動とは、体育系及び文化系の部活動すべてをいう。

## 1. 本方針の趣旨

学校における部活動は、学習指導要領において、「スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの」であり、「学校教育の一環」として位置付けられており、各学校の教育課程での取り組みと相俟って、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしている。

しかしながら、部活動における過度な練習等は、生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げるという問題があるとともに、教職員においても、部活動が長時間勤務の要因のひとつになっている。

以上のようなことから、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、本学園高校における部活動が学校教育の中で、その教育的効果を持続的に発揮していくために、本方針を策定するものである。

## 2. 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針

- ①本学園高校の校長（以下「校長」という。）は、本方針に則り、毎年度、「部活動に係る活動方針」（参考様式1）を策定し、定期的に職員会議等で確認する。
- ②部活動指導員（顧問の教員及び外部指導者をいう。以下同じ。）は、年間の活動計画（参考様式2）並びに毎月の活動計画及び活動実績（参考様式3）を作成し、校長に提出する。
- ③校長は、上記の活動方針及び年間活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

### (2) 指導・運営等に係る体制の構築

- ①学園は、本学園高校の生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等に留意し、本学園高校の部活動指導体制の適正化・健全化に努める。
- ②校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- ③学園及び校長は、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達の段階に

応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

- ④校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ⑤校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

### 3. 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取り組み

#### (1) 適切な指導の実施

- ①校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に準じ、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。学園は、本学園高校におけるこれらの取り組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- ②運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- ③近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の部活動において熱中症事故が懸念されることから、部顧問は、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給させ、休憩を取らせるとともに、生徒の健康観察や健康管理を徹底するなどの事故防止対策を講じる。その際、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯においては活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。

#### (2) 運動部活動用指導手引の普及・活用

運動部顧問は、中央競技団体が作成・公開する運動部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を積極的に活用して、3.（1）に基づく指導を行う。

### 4. 適切な休養日等の設定

(1) 週当たりの休養日

- ①学期中は、週当たり1日以上を休養日とするが、平日は少なくとも1日、週末（土曜日及び日曜日）のうち少なくとも1日を休養日とすることが望ましい。
- ②週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えることとする。

(2) 長期休業中の休養日

- ①学期中に準じた扱いを行う。
- ②生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(3) 1日の活動時間

- ①平日は2～3時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3～4時間程度を基準とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、この基準を超えて活動する場合であっても、その前後の活動時間を短縮するなどして、過度にならないよう配慮する。
- ②学校の休業日に大会参加等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。
- ③始業前の活動については、補助的で最小限の活動とする。実施する場合は、その目的を明確にし、各部活動の実情に応じて適切な活動時間及び活動内容とする。また、生徒の通学に要する時間等を十分考慮する。

- (4) 本学園高校は、上記(1)(2)(3)を踏まえたうえで、各校の教育方針や実情、各部活動の実態や種目特性等に応じて休養日、活動時間等を設定することができるが、生徒及び教職員等にとって心身ともに健康で、安心・安全な環境のもと活動できるよう、配慮・工夫に努めることとする。

## 5. 保護者及び地域との連携

(1) 保護者との連携・協力

部活動は学校教育の一環として行われており、日常の教育活動や学校行事などと同様に、保護者の理解を得る必要があり、活動にかかる費用や生徒の健康面などからも、保護者の援助・協力が不可欠である。

そのため、本学園高校は、部活動について保護者に積極的に情報を発信するとともに、指導方針や活動計画を保護者に知らせることにより、保護者と連携した部活動運営に努めることとする。

(2) 地域との連携・協力

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えつつ、教職員の負担軽減を実現するために、地域の専門性を有する指導者から指導や助言を得ることは有用である。外部指導者として、地域人材の協力を得るためにも、本学園高校は、部活動について地域に積極的に発信し、地域との連携に努めることとする。

なお、地域人材を活用するに当たっては、部活動が学校管理下で行われる教育活動の一環であることを踏まえ、外部指導者に対して、部活動の運営方針等について十分に理解を得た上で、適切な指導に当たるよう働きかけなければならない。

(附 則)

本方針は、文部科学省（スポーツ庁・文化庁）及び地方公共団体の部活動に係る方針、本学園高校の実態等に応じて見直すものとする。

# 京都聖カタリナ高等学校 部活動に係る活動方針

平成31年2月27日

## 1. 部活動の目的

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長を目指すことを目的とする。

## 2. 運営について

(1) 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。

(2) 部活動指導は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

## 3. 休養日及び活動時間の設定について

(1) 学期中は、週当たり平日は少なくとも1日、週末（土曜日及び日曜日）のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えることとする。

(2) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的かつ効果的な活動を行う。

(3) 学校の休業日に大会参加等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。

(4) 長期休業中の休養日は、学期中に準じた扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(5) 始業前の活動については、補助的で最小限の活動とする。実施する場合は、その目的を明確にし、各部活動の実情に応じて、適切な活動時間及び活動内容とする。また、生徒の通学に要する時間等を十分考慮する。

## 4. 指導について

(1) 部活動の指導に当たって、体罰・暴言等のハラスメントは、いかなる理由があっても決して許されるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことのないよう考慮して指導に当たること。

(2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促すこと。

## 5. その他

(1) 事故の未然防止のため、施設設備や備品等の点検を定期的実施する。

(2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。

(3) 各種競技大会やコンクールなどへの参加、練習試合の実施等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。

以上

年 月 日 提出

部 年間活動計画

主顧問名 \_\_\_\_\_

1. 公式大会等の予定

期 間	大 会 名 等

2. 合宿等の予定

期 間	場 所	連 絡 先

3. 部活動を行わない日（休養日）

	予 定 日 数	週 末 の 休 養 日 (内 数)
	日	日
	日	日
	日	日
	日	日
	日	日
合計	日	日

月

## 部 活動計画・実績報告

主顧問名

日	曜	内容			時間帯	場所	備考	実績
		練習	試合等	休養日				(変更がある場合記入)
例	金	○			放課後	グラウンド	練習試合	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
合計		日	日	日				